

医道審議会保健師助産師看護師分科会

看護師特定行為・研修部会の設置について

1 設置の趣旨

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」により、保健師助産師看護師法の一部が改正され、平成 27 年 10 月から、手順書により特定行為を行う看護師の研修制度が施行されることになる。

改正後の保健師助産師看護師法では、以下の場合に、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならないとされている。

- ① 厚生労働大臣が、特定行為又は特定行為研修の基準を定める厚生労働省令を新たに定め、又はこれを変更しようとするとき。
- ② 厚生労働大臣が、特定行為研修を行う指定研修機関の指定又は指定の取消しをしようとするとき。

このため、医道審議会保健師助産師看護師分科会に、特定行為、特定行為研修の基準、指定研修機関等について審議いただく専門の部会を設置する。

2 審議事項

- 特定行為の内容に関すること
- 特定行為研修の基準に関すること
- 指定研修機関の指定及び指定の取消しに関すること

3 部会委員

別紙の通り。

4 部会の公開・非公開について

原則公開とし、指定研修機関の指定及び指定の取消しに関する審議の場合は非公開とする。

医道審議会保健師助産師看護師分科会
看護師特定行為・研修部会 委員名簿

秋山 智弥	公益社団法人日本看護協会副会長
秋山 正子	株式会社ケアーズ白十字訪問看護ステーション代表取締役
有賀 徹	独立行政法人労働者健康安全機構理事長
太田 秀樹	一般社団法人全国在宅療養支援診療所連絡会事務局長
大滝 純司	東京医科大学病院トータルヘルスケアセンター副センター長
釜菴 敏	公益社団法人日本医師会常任理事
※萱間 真美	聖路加国際大学教授
河口 てる子	日本赤十字北海道看護大学学長
神野 正博	公益社団法人全日本病院協会副会長
木下 康仁	聖路加国際大学特任教授
※國土 典宏	国立研究開発法人国立国際医療研究センター理事長
仙賀 裕	一般社団法人日本病院会副会長
田邊 政裕	千葉県立保健医療大学学長
永井 良三	自治医科大学学長
春山 早苗	自治医科大学看護学部学部長
東 憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会会長
細野 純	公益社団法人日本歯科医師会理事
町屋 晴美	社会福祉法人恩賜財団済生会看護室室長

(五十音順、敬称略)

◎は部会長、○は部会長代理

※医道審議会委員